

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1759号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 通勤手当に関する規則（規則第6-75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(支給範囲の特例) 第5条 一般職員給与条例第18条第1項各号及び市町村立学校職員給与条例第21条第1項各号に規定する「通勤することが著しく困難である職員」は、次の各号の一に該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。 (1) (略) (2) <u>地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3</u> に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員	(支給範囲の特例) 第5条 一般職員給与条例第18条第1項各号及び市町村立学校職員給与条例第21条第1項各号に規定する「通勤することが著しく困難である職員」は、次の各号の一に該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。 (1) (略) (2) <u>地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表</u> に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員
第8条 一般職員給与条例第18条第2項第1号及び市町村立学校職員給与条例第21条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（一般職員給与条例第18条第8項及び市町村立学校職員給与条例第21条第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額 (2)・(3) (略) 2 (略)	第8条 一般職員給与条例第18条第2項第1号及び市町村立学校職員給与条例第21条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（一般職員給与条例第18条第7項及び市町村立学校職員給与条例第21条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額 (2)・(3) (略) 2 (略)
第8条の3 (略)	第8条の3 (略)
(通勤手当を支給する駐車場等) 第8条の4 <u>一般職員給与条例第18条第3項及び市町村立学校職員給与条例第21条第3項の人事委員会規則</u> で定める駐車場等は、次のいずれにも該当	

するものとする。

(1) 通勤のために常例として利用しているものであること。

(2) 交通機関から自動車等へ又は自動車等から交通機関へ乗り継ぐための駐車場等で、その乗継地周辺にあるもの（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に規定する保管場所を除く。）であること。

（駐車料金等の額等）

第8条の5 一般職員給与条例第18条第3項及び市町村立学校職員給与条例第21条第3項に規定する1箇月当たりの駐車料金等の額は、次に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 駐車料金等が1箇月を単位として定められている場合はその額、複数の月単位又は年単位で定められている場合は当該駐車料金等をその契約期間月数で除して得た額、日単位で定められている場合は当該駐車料金等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分）の額

(2) 前条に規定する駐車場等を2以上利用する場合にあつては、それぞれの駐車場等ごとに前号の規定により計算して得た額の合計額

2 一般職員給与条例第18条第3項及び市町村立学校職員給与条例第21条第3項に規定する1箇月当たりの駐車料金等の額の2分の1に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（通勤の実情に変更を生ずる職員）

第10条 一般職員給与条例第18条第4項及び市町村立学校職員給与条例第21条第4項の人事委員会規則で定める職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると委員会が認めるものとする。

（異動等の直前の住居に相当する住居）

第11条 一般職員給与条例第18条第4項及び市町村立学校職員給与条例第21条第4項の人事委員会規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び委員会がこ

（通勤の実情に変更を生ずる職員）

第10条 一般職員給与条例第18条第3項及び市町村立学校職員給与条例第21条第3項の人事委員会規則で定める職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると委員会が認めるものとする。

（異動等の直前の住居に相当する住居）

第11条 一般職員給与条例第18条第3項及び市町村立学校職員給与条例第21条第3項の人事委員会規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び委員会がこ

れに準ずると認める住居とする。

(新幹線鉄道等の利用の基準)

第12条 一般職員給与条例第18条第4項及び市町村
立学校職員給与条例第21条第4項の人事委員会規
則で定める基準は、新幹線鉄道等の利用により通
勤時間が30分以上短縮されること又はその利用に
より得られる通勤事情の改善がこれに相当すると
委員会が認めるものであることとする。

(新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基
準)

第13条 (略)

2 (略)

3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、一般
職員給与条例第18条第4項第1号及び市町村立学
校職員給与条例第21条第4項第1号に規定する特
別料金等の額の2分の1に相当する額の算出につ
いて準用する。この場合において、第8条第1項
中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道
等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあ
るのは「新幹線鉄道等」と、「価額」とあるのは
「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号
中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」
と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の
2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交
通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替
えるものとする。

(権衡職員の範囲)

第14条 一般職員給与条例第18条第5項及び市町村
立学校職員給与条例第21条第5項の一般職員給与
条例第18条第4項及び市町村立学校職員給与条例
第21条第4項の規定による通勤手当を支給される
職員との権衡上必要があると認められるものとし
て人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職
員とする。

(1)～(3) (略)

(4) その他一般職員給与条例第18条第4項及び市
町村立学校職員給与条例第21条第4項の規定に
よる通勤手当を支給される職員との権衡上必要
があると認められるものとして委員会の定める
職員

(支給日等)

第14条の2 (略)

2・3 (略)

4 一般職員給与条例第18条第6項及び市町村立学
校職員給与条例第21条第6項の人事委員会規則で
定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当と
し、一般職員給与条例第18条第6項及び市町村立

れに準ずると認める住居とする。

(新幹線鉄道等の利用の基準)

第12条 一般職員給与条例第18条第3項及び市町村
立学校職員給与条例第21条第3項の人事委員会規
則で定める基準は、新幹線鉄道等の利用により通
勤時間が30分以上短縮されること又はその利用に
より得られる通勤事情の改善がこれに相当すると
委員会が認めるものであることとする。

(新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基
準)

第13条 (略)

2 (略)

3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、一般
職員給与条例第18条第3項第1号及び市町村立学
校職員給与条例第21条第3項第1号に規定する特
別料金等の額の2分の1に相当する額の算出につ
いて準用する。この場合において、第8条第1項
中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道
等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあ
るのは「新幹線鉄道等」と、「価額」とあるのは
「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号
中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」
と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の
2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交
通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替
えるものとする。

(権衡職員の範囲)

第14条 一般職員給与条例第18条第4項及び市町村
立学校職員給与条例第21条第4項の一般職員給与
条例第18条第3項及び市町村立学校職員給与条例
第21条第3項の規定による通勤手当を支給される
職員との権衡上必要があると認められるものとし
て人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職
員とする。

(1)～(3) (略)

(4) その他一般職員給与条例第18条第3項及び市
町村立学校職員給与条例第21条第3項の規定に
よる通勤手当を支給される職員との権衡上必要
があると認められるものとして委員会の定める
職員

(支給日等)

第14条の2 (略)

2・3 (略)

4 一般職員給与条例第18条第5項及び市町村立学
校職員給与条例第21条第5項の人事委員会規則で
定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当と
し、一般職員給与条例第18条第5項及び市町村立

学校職員給与条例第21条第6項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) (略)

(3) 職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、一般職員給与条例第18条第4項第1号又は市町村立学校職員給与条例第21条第4項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額（第15条の2第3項第1号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）の合計額が4万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(返納の事由及び額等)

第15条の2 一般職員給与条例第18条第7項及び市町村立学校職員給与条例第21条第7項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) (略)

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る一般職員給与条例第18条第7項及び市町村立学校職員給与条例第21条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る一般職員給与条例第18条第7項及び市町村立学校職員給与条例第21条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

4 一般職員給与条例第18条第7項又は市町村立学校職員給与条例第21条第7項の規定により職員に前2項に定める額を返納させる場合は、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第15条の3 一般職員給与条例第18条第8項及び市町村立学校職員給与条例第21条第8項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) (略)

(3) 駐車場等 1箇月

2 (略)

学校職員給与条例第21条第5項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) (略)

(3) 職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、一般職員給与条例第18条第3項第1号又は市町村立学校職員給与条例第21条第3項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額（第15条の2第3項第1号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）の合計額が4万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(返納の事由及び額等)

第15条の2 一般職員給与条例第18条第6項及び市町村立学校職員給与条例第21条第6項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) (略)

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る一般職員給与条例第18条第6項及び市町村立学校職員給与条例第21条第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る一般職員給与条例第18条第6項及び市町村立学校職員給与条例第21条第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

4 一般職員給与条例第18条第6項又は市町村立学校職員給与条例第21条第6項の規定により職員に前2項に定める額を返納させる場合は、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第15条の3 一般職員給与条例第18条第7項及び市町村立学校職員給与条例第21条第7項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

第2条 通勤手当に関する規則の一部を次のように改正する。
別紙様式第1及び別紙様式第2を次のように改める。

別紙様式第1(第3条関係)

通 勤 届

通勤手当に関する規則(規則第6—75号)第3条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。							
任命権者		勤 務 公 署 名				届出の理由(該当する□にレ印を付する。) □新規(□異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合) □住居の変更 □通勤経路の変更 □通勤方法の変更 □運賃等の負担額の変更 □支給要件の喪失 理由() 上記事実の発生日 年 月 日	
様		所在地					
職名		氏 名	Ⓜ	提出年月日			
住居				年 月 日			
順路	通勤方法 の 別	区 間	距離	所要 時間	乗 車 券 等 の 種 類	左欄の乗車券等の額 (片道の運賃等の額)	備考
1		住 居 から (経 由) まで	km .	分		円 (円)	
2		から (経 由) まで	km .	分		円 (円)	
3		から (経 由) まで	km .	分		円 (円)	
4		から (経 由) まで	km .	分		円 (円)	
5		から (経 由) まで	km .	分		円 (円)	
6		から (経 由) まで	km .	分		円 (円)	
計			km .	分		円 (円)	
※駐車場等	1	駐車場等の場所			駐車場等の1箇月当たりの 利用料金		円
	2	駐車場等の場所			駐車場等の1箇月当たりの 利用料金		円
	計						円

記入上の注意

- 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線、〇〇新幹線等の別を記入する。
- 「乗車券等の種類」欄には、定期券(6箇月)、10枚綴回数券の別を記入する。
- 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券(6箇月)の価額、10枚綴回数券の額等乗車券等に應ずる額を記入する。
- 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入する。
- 往路と帰路とが異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 通勤経路の略図(経路朱線)を下欄に記入する。
- 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。
- ※欄は、通勤に交通機関等と自動車等を併用する職員で、駐車場等を利用しその利用に係る料金を負担しているもののみ記入することとし、契約書の写し等証明書類を添付する。
- 「駐車場等の場所」欄には、利用する駐車場等の場所(番地まで記載)を記入する。
- 新幹線鉄道等を利用して通勤する職員にあつては、別紙「通勤届付表」も併せて記入する。

通勤経路の略図

備考

事務処理の便宜のため必要がある場合は、この様式に必要な記載事項を追加し、又は記載事項の趣旨を変更しない範囲内において表現、記載欄の位置等を変更して使用することができる。

別紙

通 勤 届 付 表

【新幹線鉄道等利用者となった理由】（該当する□にレ印を付する。）

- 1 異動等に伴い、通勤が困難になったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員
- 2 新たに採用されたことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員
- 3 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者等と同居し通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員
- 4 その他の権衡職員

新幹線鉄道等を利用することとなった理由等（例：父母の介護のために転居した。）

※現公署への異動・採用発令 年月日	年 月 日	※異動等・採用前の住居への入居 年月日	年 月 日
※異動等・採用 の直前の住居		※現住居への入居年月日	年 月 日

〔新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤経路等〕

1 往路

順路	通勤方法の別	区 間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	自宅出発時刻及び始業時刻までの所要時間
1		住 居 から (経由) まで	km .	分		円	午前・午後 時 分 (時間 分)
2		から (経由) まで	km .	分		円	
3		から (経由) まで	km .	分		円	
4		から (経由) まで	km .	分		円	(新幹線鉄道等を利用する場合) 午前・午後 時 分 (時間 分)
5		から (経由) まで	km .	分		円	
合 計			km .	分		円	

2 帰路

順路	通勤方法の別	区 間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	自宅到着時刻及び終業時刻からの所要時間
1		勤務公署 から (経由) まで	km .	分		円	午前・午後 時 分 (時間 分)
2		から (経由) まで	km .	分		円	
3		から (経由) まで	km .	分		円	
4		から (経由) まで	km .	分		円	(新幹線鉄道等を利用する場合) 午前・午後 時 分 (時間 分)
5		から (経由) まで	km .	分		円	
合 計			km .	分		円	

記入上の注意

- 1 ※欄は、【新幹線鉄道等利用者となつた理由】欄の□1又は□2にレ印を付した職員のみ記入する。
- 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。
- 3 「自宅出発時刻及び始業時刻までの所要時間」及び「自宅到着時刻及び終業時刻からの所要時間」の「(新幹線鉄道等を利用する場合)」欄は、通勤届に記載した経路及び方法による場合のものを記入する。

駐車料金等相当額	駐車料金等の算出基礎	1箇月当たりの駐車料金等相当額 (1箇月当たりの駐車料金等の額の 2分の1相当額、上限3,000円)	認定期間
		円	年 月から 年 月まで

順路	算出の基礎となる 新幹線鉄道等 の名称		定期券 回数券 その他 の別	特別料金(特 別運賃等)の 算出基礎	特別料金等2分 の1相当額(特 別運賃等相当 額)	1箇月当たり の特別料金等 相当額	認定期間	
	新幹線鉄道 等の名称	利用区間						
新幹線鉄道等 利用者	1				円	円	年 月から 年 月まで	
					(箇月)		支給月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
	改正					円	円	年 月から 年 月まで
						(箇月)		支給月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
	2					円	円	年 月から 年 月まで
						(箇月)		支給月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
	改正					円	円	年 月から 年 月まで
						(箇月)		支給月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
	1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額						円	
							円	年 月 日改正
							円	年 月 日改正
	1箇月当たりの特別料金等2分の1相当 額の合計額が40,000円を超えるとき				40,000円× 箇月=		円	年 月から 年 月まで
							支給月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	

支給額											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
年 月 日改正											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
年 月 日改正											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

返	返納事由(規則第15条の2第1項)		返納事由 発生前月	返納対象普通交通機 関等(新幹線鉄道等)	払戻金相当額(払戻 金2分の1相当額) の算出基礎	払戻金 相当額
	1	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号				円
	2	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号				円

納	3	<input type="checkbox"/> 第1号	<input type="checkbox"/> 第3号				円
		<input type="checkbox"/> 第2号	<input type="checkbox"/> 第4号				
	返納月数・算出基礎（支給限度額を超えていた場合）				月	(算出基礎)	円
				月	(算出基礎)	円	

上記のとおり確認し、通勤手当の額を決定（改定）する。 返納額（払戻金相当額）を決定する。 年 月 日 職 氏名	取扱者認印			
				印

備考

事務処理の便宜のため必要がある場合は、この様式に必要な記載事項を追加し、又は記載事項の趣旨を変更しない範囲内において表現、記載欄の位置等を変更して使用することができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。